

1. 総論としての意見

(1) 憲法にもとづく地方自治の本旨を具現化し、民主主義の原則にもとづき主権者である市民と市役所が同一のものとなるために、市民と行政の協力関係の強化、風通しのよい意思疎通を具体化することは避けて通ることができません。

したがって、市民参加の推進、情報公開の推進という前提の中で、それをさらに前進させるものとして、具体的な手法として、パートナーシップ、協働ということが推進されるべきものと考えます。

(2) 残念なことに、今回のこの指針案では、市民参加の推進、情報公開の推進が前提として提示されておられません。また、実証的なデータもないまま、一般的には参加型行政の推進の副次的効果として市役所の経営が成り立つか否か、という課題設定を第一に指針が展開されています。また具体的な手法も、役所の手のひらで市民が踊らすがごとき、決定権を市民でもない市職員が留保して握り続けるかたちになっているものばかりです。

(3) この指針が、全庁的なガイドラインになると、公権力性の高い部門とそうでない部門、人権に関わるサービスを提供している部門とそうでない部門など、市民との協働や主権性とのバランスで多様な協働のあり方が模索されなくてはならないところに、画一的な手法が取り入れられることになりはしないかと危惧もしています。

(4) 市民参加で始められた基地跡地利用計画のとりまとめ過程や、上位法が市民参加と当事者主権を唱いその上で計画されながら店ざらしにされている各種福祉計画などを見ると、今回の指針が市民参加を前進させるものという確信が持てません。言葉巧みに、市民の意見のパーツだけを利用され、主権者であり納税者である市民の意見の中で、市役所に都合の悪いところは上手に切り捨てられ続けているのをずっと見てきて、協働という定義不明の言葉に騙されているのではないかと感じています。

(6) この計画の策定過程についても、市民と市役所の関係を定義するものでありながら、十分な市民への討議が行われた形跡が見られません。さらには数少ない意見反映の場である今回のパブリックコメント募集要項に、個別の回答義務がないことが書かれ、これは問題ではないかと思えます。

これまでのパブリックコメントを見ると、不誠実回答が散見され、中には結果である論点公開の段階で、意見や質問を歪曲している例すら見られます。ひとつひとつの意見にきちんと回答し、回答についても再質問権を保障するなどして、磨かれた指針としていただきたいものです。

(7) 以下、各論に対する意見を申し上げます。

2. 基本的考え方に対する意見

(1)協働の定義について、正確に協働を定義すべきです。また協働というのは行政と市民の特殊な関係ではなくて、社会全般にあてはめられる言葉です。行政と市民との関係の特別な性質だけに制限した協働の解釈は理解不能です。市民と行政という特別の関係に限定して、「自らの果たすべき役割と責任を自覚し、対等な立場でお互いの特性や能力を活かしながら、連携し、協力」と勝手に定義してよいものでしょうか。この考え方の根拠を明示してください。

(2)また（日本国憲法に限らず、民主主義の原則をとるすべての国の憲法も含めて）憲法の原理から言えば、市民と行政は対等なのでしょうか。市民は主権者であり、行政はその信託、付託を受けて職務を進める関係になっているのではないのでしょうか。憲法をご一読の上、説明をしてください。

(3)協働の対象を分類する意味が不明です。市民と市民活動団体と企業という分類を行った必要性を示す理由が書かれていません。説明を求めます。

(4)企業や市民活動団体の責任は、市民と異なる性質があるのでしょうか。またそれらの定義について、一般的な使われ方ではなく、通常の朝霞市民では到底理解できないような特別な意味をもたせていることは、市民全体の指針として共有するに誤解をわざと招くようにつくられており問題です。

(5)市民の定義として「公共的な視点に立って自発的に行動しようとする人」などという定義は、ギリシャ・ローマ帝国の身分制社会の市民定義ではないのでしょうか。近代社会の市民は市民にそうした内面的なものに対する差別を認めていないはずですが。こうした勝手な解釈は、自由を唱った日本国憲法第 13 条に反するものではないのでしょうか。

(6)市民活動団体として列挙されている「NPO」には、宗教団体、労働団体、農業協同組合、信用組合は含まれるか否か回答を求めます。

(7)企業について「市内で自発的に公益的な活動をする法人等」を企業として解釈することは困難です。企業、とりわけほぼ全体を占める株式会社は必ずしも「公益的な活動」をしているわけではありません。その大半を占める営利企業はその第一の目的を営利の追求に根拠をおいています。企業に公益性を求めることはありえますが、それは第一義的な存在意義ではありません。間違った表現であり修正を求めます。

3. 協働のイメージについての意見

(1)これまでは、の部分の図解の定義に問題があります。民主主義の原則からは、市民は主権者であり、その信託によって行政は運営されているはずですが。その基本が押さえられず、「市民がわがまま」であり市民はあたかも要求ばかりして、行政がサービスをしてやってきた、という図式は明らかに歪んだとらえかたです。市役所を訪れる市民すべてを「モンスター市民」として捉えようとする今の市役所の姿勢が見えます。

(2)「これからは」のイメージ図も問題である。行政が行政の殻の中で閉じこもって、市民

や企業、各団体の課題は、行政以外のところで解決せよ、という扱いになっています。これでは毛沢東が推進した文化大革命の自力更生の思想です。自由と民主主義の社会体制のもとで、主権者としての市民が、主体的に市の運営に参加し、改革し、そしてその利益を市民全体で享受するという西側民主主義国の普通の市民と行政の関係がみられません。

4. 協働の必要性についての意見

(1)地方自治をめぐる変化、という項目で、行政運営をする側の視点だけが語られています。市民が何のために市役所が必要で、市役所にはどういう役割があるのか、そしてそれが自由や民主主義の原理からどのような市役所が必要なのか考察がされないまま、行政側の都合、行政の量的限界、財政的限界だけを理由として地方自治の変化を捉えるのは問題です。ここで協働といった場合、それぞれの事情がきちんと理解される必要がありますが、行政の都合だけが前面に出ていて、市民不在の協働ではないでしょうか。

(2)本来、協働ということでは、地方自治の本旨を推進する話が書かれ、当然、そこには主権者としての市民と市役所の関係の変化が語られるべきですが、まったくそこには触れられていません。

(3)市民参加・協働の広がりという項目について、市民参加が行政サービスの担い手としてだけ語られていることが問題です。市民参加とは、民主主義の治者と被治者の同一の原則から、それに近づくために行われることが重要で、当然、事業や市の施策の決定段階からの主権者としての自己決定権が実現され保障されるべきものですが、この市民参加の定義では、市民は市役所の労役です。全面的な書き換えを求めます。

(4)豊かな地域づくりのために、という項目について、豊かであることの目標となる定義が薄弱で、意味不明です。なかでも文中の「それぞれの能力・特性に応じた」という表現は問題があります。「特性」は、個々人の所属や地位、性別による分断をもたらすもので削除すべきです。能力に応じて、だけで十分です。また市民等が行政のように「円滑」に行えればいいですが、必ずしも「円滑」であることより、問題の真因解決能力の高まりが重要ではないでしょうか。円滑に進まないことを不安に思うから市の事業は官僚的な施策になるわけで、それを克服するのだから市民の労働力や企画力を協働として動員することに意味は生まれません。

4. 協働の意義について

(1)ここに掲げられた意義についてはおおむね賛同し、意見はありません。

5. 協働の責任と領域

(1)繰り返しますが、治者と被治者の同一という民主主義の原則から言えば、市民と行政の領域分担をする設定は間違った考え方です。目的は共有し、そのとき、そのときの機能や能力、責任体制から分担を定義し、それに応じてきちんと力を出し合う関係ができればい

いことです。市役所がやっているから市民主体でないとか、市民がやっているから官僚主義ではない、という固定的な捉え方も間違っています。

個々の事業において、役割分担は必要であっても、そもそも協働という考え方に領域分担をし、線引きするのは間違っています。例えば、義務教育課程の学校について、公立と私立が並存しています。高齢者や障害者への介護にしても、公的介護、私的介護、家族内介護の線引きは明確ではありません。そこに指針が線引きをすることを基本として、その上で協働をさせるというデザインの仕方は、地域の市民活動や自発的な公益活動に、役所の仕事、市民の仕事をいちいち線引きをしていく官僚主義をもたらします。市民活動団体が活動の中で、これは市役所にお伺い立てて判断していただかなくては、という言葉が出るようでは、いきいきした市民自治、住民自治が形成されなくなります。抜本的な定義の見直しが必要です。

6. 協働の形態についての意見

(1)ここで列挙された形態が、既存の従来型の「均一的に」行う行政サービスの域を出ていません。事業の決定権は市役所が留保し、協働の関係ではありません。

(2)委託や補助、後援が協働に類するものなのか疑問です。委託は協働ではありません。世間一般には下請け業務です。補助や後援は協働なのでしょうか。感覚のずれを感じます。そもそも市民活動の自発性を尊重し、行政の中立性、全体の奉仕者性を担保するなら、政策立案段階からの市民参加を進めるべきであって、小出しに補助金やお墨付きを市役所が市民団体に与えることが、市民活動への精神的圧力として機能しているのではないのでしょうか。そういった観点から、協働の姿をきちんと書き直す必要があると指摘します。

(3)市の計画策定の際に広く意見を募集するパブリックコメント制度も協働の一つの形態とありますが、パブリックコメント制度は、行政施策を推進する際、意見徴集もれによる事業停滞のリスク回避として行われているものです。提出された意見の採否は一方的に行政にあり、市民に対する行政優位のまま手続は進められます。パブリックコメントを契機として、施策の微調整が行われたことはありますが、抜本の見直しや中止を決断したことはありません。何より提出した意見に対する回答義務、説明責任すらありません。譲歩するものがないのに協働というのは目くらましです。それを協働や市民参加の代表例として挙げるには問題があります。

7. 協働の基本原則についての意見

(1)自主性の原則について、市民等と行政が自主性の関係におかれていることは問題です。特に行政については自主性が尊重されるべきものではなく、主権者である市民の信託によって市役所の事業を進めているのが原則です。民主主義の原則から、行政が市民等から全く独立した自主的機関として位置づけるには法律的に無理があります。自主性を求められるのは、市民等に限定すべきです。

(2)自己決定自己責任の原則について、自己決定で十分ではないでしょうか。自己責任で片付けられない問題こそが公共的活動が求められています。

(3)対等平等の原則について、これも市民と、市民活動団体や企業と、行政でそれぞれレベルが異なり、単純な対等な関係ではありません。行政については対等や平等という関係ではありません。税金を強制徴集する市役所は、市民と対等であるわけがありません。主権者である市民の信託を受けて地域共同体を運営するのが行政という関係です。

市民と市民活動団体・企業との関係は問題によって関係性が異なってくるのではないのでしょうか。例えば介護ボランティアの場合、そのサービスを提供するボランティア団体と市民は対等平等でしょうか。あくまでも優先されるべきは利用者の人権であり、事業を提供する市民活動団体や企業が対等の関係ではありません。近年の契約制度においては、事業者の位置づけは契約上の義務となります。対等平等ではありません。これはボランティア活動を促す社会福祉法などにも定義されている考え方です。

8. 本市の課題についての意見

(1)協働ニーズの存在 協働という言葉の定義が難しい中で、単に市民と市役所の協力ということであれば反対する人は少ないであろうと思います。しかし、今回の朝霞市が定義している協働指針の協働の姿は、市役所は市役所の立場と権限を留保し、部分的に市民と協働しようというものです。従来の官僚主義的な市役所の役割定義から一步も出たものとはいえません。そこまで認識して、市民がアンケート回答で協働に賛成という言葉に込めたのか、再検証を求めたいと思います。

(2)課題の存在 この中で指摘されている行政職員の協働やNPOに対する理解不足はもっと強調されるべきです。この間、地域福祉計画や次世代育成支援行動計画の推進をめぐる市職員と話し合っても、入り口論でムダな時間を費やすことが多く、中身の話を一切せず、時間切れで見切り発車される経験を何度もしています。市職員のこうした市民の時間を無駄にするような態度こそ、真剣に改めてもらいたいと思います。また協働やNPOということだけではなく、その背後にある、国民主権、住民自治、住民参加、情報公開という民主主義の基本的な考え方、行動様式を身につけていただきたいと思います。

(3)協働における課題について、ここで協働のルールを明らかにすることが協働を進めていく大前提としていますが、説得力不足です。ルールがなければ主権者である市民と向き合えないのか、協働が画一的なルールで行われるべきものなのか、はなはだ疑問です。当事者の人権からもっと先進的に市民参加を進めていかななくてはならない部門もあれば、逆に個人情報保護の観点からもっと機密性を求められる部門もあり、この指針が厳格に運用されるとすれば、相当窮屈で、市民参加が後退する危険性もあります。

9. 協働の推進に向けてに対する意見

(1)協働を推進する上での役割について、の前触れで、「市民等と行政がそれぞれの役割を認

識するとともに、その特性を活かして」ということがどういうことか明確にしてください。

(2)ここ数年、協働という言葉が出てくると、市民と市役所の役割を明確に分離し、市役所の責任分担に類することは市民に口出しさせないような仕切りが目立ちます。それは世間一般の協働という言葉の意味とは大きく違います。主権者であり受益者であり責任者であるのは市民ですから、市民等と行政が明確に役割を切り離すことなど不可能ではないかと思えます。話をややこしくする前置きを削除して、ただ、協働せよ、という内容では問題があるのでしょうか。

(3)行政の役割について 市民等との協働の推進に努めていく理由として、「効果的かつ効率的な施策を展開していくため」という目的が、市役所中心主義の仕事の仕方をしていることを露呈しています。協働や市民参加は、主権者である市民が自らの町を自治していくための方法であって、市役所の効率性のために市民がやらされるものではないはずです。

(4)「効果的かつ効率的な施策を展開する」必要があるなら、外部監査、行政評価などをもっと充実させ、市民への事業説明会、事業公聴会をきちんと行い、現場と企画部門との風通しを良くし、市民への説明責任を徹底していくことが必要です。市民との協働で解決すべき問題ではありません。

(5)市民の役割について、理想的なことが書かれていますが、しかし現実には深夜残業などに明け暮れている多くの市民に、17 時過ぎに帰宅する市職員が過大な要求をしているのではないかと思えます。これらの活動を支えるための基盤、保育サービスや介護サービスが十分に提供されているのか、市民が過酷な労働環境におかれぬような対策を行っているのか、検証してきたのでしょうか。

(6)市民の役割について、持てる能力を発揮することだけ力説するから、ユーザーとサービス提供者との感情のミスマッチが起きるのではないのでしょうか。市民が必要なことは、自らの抱える課題について声に出していくことではないのでしょうか。そこからしか市民発で域がよくなることはありません。しかしこの計画では、そうした市民や地域の課題を改善につなげていくことが協働の中では全く期待されず、公益活動に従事させられる立場しか書かれていません。

(7)活動場所の提供について、それを促すことが貸館業的施設ばかりが増えていくことになります。会議が増えるより、打ち合わせを増やすことが重要です。そのためには会議室を整備することではなく、開かれた打ち合わせ場所の確保が重要です。

公民館ロビーなど、もっと開かれた場所で活動できる環境整備を求めたいのですが、人がたむろするなどの理由で、ロビーの机椅子は撤去されています。人がたむろするところからネットワークが出て、自主的な市民の関係ができるのですが、そうした人間のつながりがどのようにできてくるか、ということに、市民活動育成に携わる施設の職員が、あまりにも気を使わずすぎます。これでは市民活動の質は高まらないし、行政への協賛金や後援への依存体質は改まらないと思えます。

(9)市民活動への支援について、現状、協賛、賛同など名義貸し、何に経費が使われるのか

わからないような細切れ補助金バラマキ型のものが目立ちます。介護などの実業務を供給しているような市民活動に支出するのは当然ですが、そうでないところは、細切れ補助金を思い切ってカットし、市はむしろ人材育成型の市民活動支援を展開をすべきだと思います。また必要な事業については、市職員や市の外郭団体の職員が対応すべきです。

(10)職員の意識改革について、もともとの国民主権から導き出される、治者と被治者の同一性、市民参加、情報公開などについて、きちんと再認識させることからはじめないと、便宜的に市民活動を利用する態度が改まらず、今のままの問題を抱え続けると思います。便宜的に市民活動を利用してワーキングプア同然に市民活動の構成員を働かせ、自分たちは平均年収 700 万の給料をもらって権限を掌中においている態度は、いつか問題を噴出させることとなります。

(11)庁内体制の整備について、自らの仕事の目的意識と何を問題解決すべきなのか位置づけられておらず、あの部署に言われたくない、あいつには言われたくない、そういう態度で自らの担当部門の施策見直しがされず、縦割り行政の悪弊が強いと云々を言えません。諸計画の立案に際して、他部門の施策改善を求めることに対して、平気で、自分たちにしか通じない言葉でゼロ回答をするのが当たり前になっています。連携が悪いどころか、部課を超えると言語が違うのではないかと、という印象すらあります。入り口論で熱心に議論するのに、中身や解決したい目標など、その価値を市職員と共有できるような議論に出会ったことはごく稀です。市役所はまるで市民生活と別世界のような感じです。そこを改めないと、部門間の連携だとか、どこに相談すればいいかわかりやすくする、などというレベルの改善では片付かないと思っています。

この指針の文にみられる程度の職員の意識改革を求める言葉は毎度毎度のことで、それで市職員の仕事の仕方が変わったことを経験したことがありません。庁内にどのような問題があるのか、もっと赤裸々に問題を提示すべきだと考えます。

(12)情報の共有化について、市民等と行政の情報の共有化が言われていますが、共有以前に行政情報の原則公開を指摘すべきです。現状、あまりにも秘密主義で市役所が運営されていて、市民が情報一つもらうにしても、納税者でありながら、うやうやしく頭を下げるような光景がよく見られます。それはそもそも間違っているということをきちんと書くべきです。

(13)一方で、共有化として行われる市民等の行政への情報提供は、市民活動団体や企業の存立根拠である結社の自由、市民の自由権などに抵触する問題です。市民等が行政に情報を共有化として提供することが改めて指摘される必要はないと思います。

(14)公聴制度の充実について、本来は行政事業の計画段階からの市民参加の推進となるべきです。例示されているパブリックコメントや世論調査は、いつも市民の声を勝手に市職員が解釈するためのツールに使われています。朝霞市が実施するパブリックコメント結果は、回答逃れが目立ちますし、間違った回答をただす権利すらありません。そもそも回答は個別にしていないということですから、質問自体を勝手に書き換えられてしまえば、自分の

意見がどこで応答されたのか見つけることすら困難になります。このようなことが広聴制度として代表例示されることに落胆しています。世論調査もそうです。調査項目すらコンサルタント業者が事業を推進する方向だけで勝手に設定して、好き勝手に解釈して、ただ事業を推進しているのですから、全く市民の意見反映などありません。

市民と一緒に仕事をしていく、という市役所の課題設定があるなら、仕事の相手にもその内容の決定権を明け渡すということが重要です。

したがって、市民との協働を進めていくには、施策の計画段階からの市民参加が欠かせません。関係する市民、意見を持つ市民と十分な議論を行い、納得のある議論の運び方をして、施策を進め、その過程で市民と協働を行っていくという姿勢がなければ、正規市職員の高給を維持するために、市民が働かされる、ということではかたがたと思います。

(14) 参画機会の充実について、機会の充実ではないと思います。基本が計画段階からの市民参加であり、機会の量と質はそれに付随する問題です。現在ある審議会・委員会にわずかにばかりに公募委員がいても、提案者は行政で、公募委員は自由意見が言いにくく自由討論ができない審議会・委員会が多くあります。意見が出ても、行政への陳情、質問会みたいな場面も多く、委員どうしが討論して結論を出すという運営がほとんどされていません。また市の原案が委員会で修正されたことはほとんどありません。そこに市民を数人入れただけではあまり意味のないことになります。

(15) ただし後段の年齢、男女で委員のバランスをとる考え方は評価したいと思います。それに加えて、農業／自営業／会社員／主婦のバランスなども加えていただきたいと思います。一方、在任期数、他の審議会の委員との兼職については制限を加えるべきでないと思います。公正に選ばれた委員であれば、多くの市民の利害が絡んでいる問題なのに「勉強させていただきます」などもの言わない委員より、場数を踏んだ委員がいた方がいいという面もあります。団体推薦枠について、もっと精査する必要があります。なぜその団体選出の委員が必要だったか、理由をホームページで公開できるようにすべきです。また、委員名はホームページで公開すべきです。審議会・委員会は行政機関の会議であり、市議への割り当てはやめるべきです。むしろ市議会は市議会で行政に何をさせるのかもっと創造的な仕事をさせるべきです。

10. おわりにについて、本来はパートナーシップによるまちづくりで、市民等と行政が明確に線引きされず、お互いに目的を共有して、問題解決に当たっていこうというのが元々のパートナーシップのまちづくりの理念であったと思います。しかし、この指針という一片の行政文書で、方策だけでなく理念まで示して、これまでの市民参加のあり方などにタガをはめるとすれば間違っていると指摘せざるを得ません。

以 上